

(仮称) 新小松島小学校施設整備事業

実施方針

令和5年8月25日

小松島市

この実施方針は、小松島市（以下「市」という。）が実施する（仮称）新小松島小学校施設整備事業（以下「本事業」という。）について事業の概要と実施方針を示すものである。また、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、本事業に参加しようとする者（以下「参加者」という。）を対象に参加の要件等を示すものである。

第 1 事業内容に関する事項	1
1 本事業の目的	1
2 基本方針	2
3 事業名称	3
4 学校施設等の管理者の名称	3
5 事業の内容	3
(1) 事業用地	3
(2) 事業の対象となる施設	3
(3) 契約の形態	4
(4) 事業期間	4
(5) 事業期間終了時の措置	4
(6) 事業の対象範囲	4
(7) 事業者の収入	5
(8) 事業スケジュール	6
(9) 遵守すべき法制度等	6
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 募集及び選定方法	9
2 事業者の選定に関する事項	9
3 募集及び選定の手順	9
(1) 募集及び選定スケジュール	9
(2) 募集手続等	9
4 参加者の備えるべき参加資格要件	12
(1) 参加者の構成等	12
(2) 参加者の参加資格要件	13
(3) 参加資格要件の確認基準日	16
(4) 参加企業の変更	16
5 提案書類の取扱い	17
(1) 著作権	17
(2) 特許権等	17
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1 責任分担に関する基本的な考え方	17
2 予想されるリスクと責任分担	17
3 市による事業の実施状況及び業務水準のモニタリング	18
(1) モニタリングの実施	18
(2) モニタリングの時期	18
(3) モニタリングの方法	18
(4) モニタリングの結果	18

第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1	立地条件.....	19
2	施設要件.....	20
(1)	基本的考え方.....	20
(2)	構成要素.....	20
第5	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ...	20
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	20
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	20
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1	法制上の措置.....	21
2	税制上の措置.....	21
3	財政上及び金融上の支援.....	21
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	21
1	議会の議決.....	21
2	参加に伴う費用負担.....	21
3	本事業において使用する言語、通貨単位等.....	21
4	実施方針に関する問合せ先.....	22

第1 事業内容に関する事項

1 本事業の目的

市では、全国的な少子化の傾向と同様に児童数が年々減少しており、市内小学校においてはクラス替えができない「1学年1学級」の学校が大半を占める状況となっている。このまま学校の小規模化が進んだ場合、教育条件、教育環境、学校運営等に様々な影響が懸念されることから、小学校の規模の適正化をめざし、検討を進めてきた。

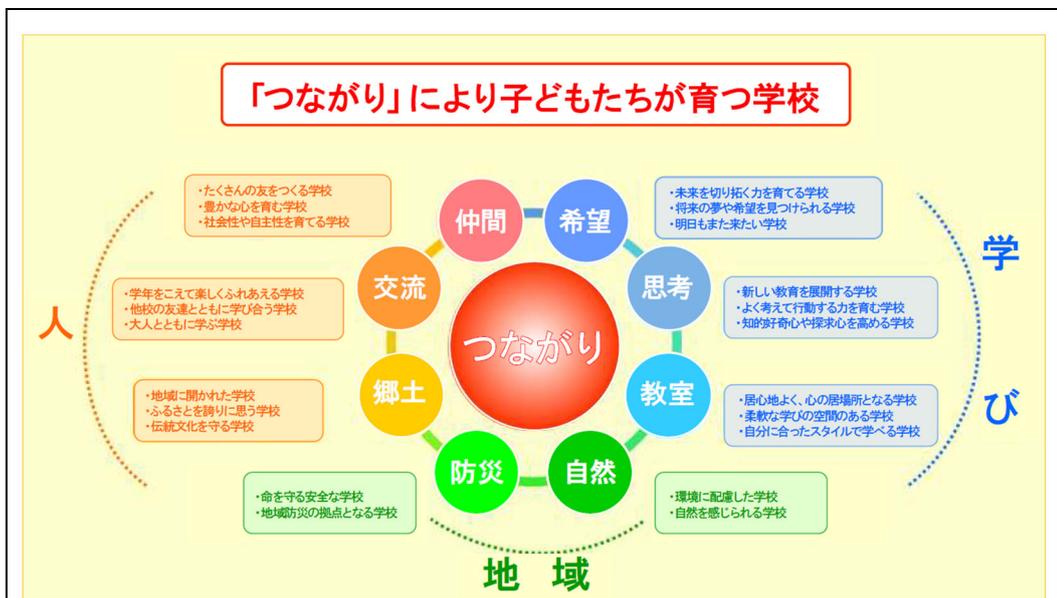
令和2年度には「小松島市立学校再編実施計画」、令和4年度には「小松島市新小学校施設整備基本計画」を策定し、(仮称)新小松島小学校(小松島小学校、南小松島小学校、千代小学校、芝田小学校との再編校)と(仮称)新小松島南小学校(立江小学校、櫛淵小学校、坂野小学校、新開小学校との再編校)の施設整備に関する基本計画をまとめた。

本事業においてはこれらの計画に基づき、再編の一枚目となる「(仮称)新小松島小学校」を整備し、市が掲げる学校教育に係る基本目標「未来を担う人を育てる」を柱とした新たな時代を生きる子どもたちの「生きる力」を育む教育環境の実現をめざす。また、学校の再編にあたり、「学び」「人」「地域」が一つに融合したつながりをつくることを重視し、『「つながり」により子どもたちが育つ学校』づくりに取り組むものである。

さらに本事業は、事業者のノウハウ等を活かした効率的な施設整備及び維持管理をめざし、施設整備及び維持管理を一体として発注するDBO(Design Build Operate)方式にて実施するものである。

2 基本方針

本事業の実施にあたっての基本方針は、以下のとおりである。



方針1：安全安心な学校施設（希望、教室）

よりよい学習環境及び生活環境を確保し、子どもたちにとって快適で居心地のよい居場所、明日もまた行きたいと思うことのできる学校づくりをめざす。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、施設の安全性や防犯性にも配慮する。

方針2：新しい時代に対応した教育（思考、教室、仲間、交流）

社会の変化に対応した新しい教育や多様な学びのかたちに柔軟に対応するとともに、子どもたちが集い、学び合うことのできる空間を創造し、身近な人だけでなく、離れた人や学校とも交流や学習のできる教育環境をめざす。

方針3：地域との連携（郷土、交流、希望）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動や伝統文化の継承、地域学習等学校と地域が連携・協働し、子どもたちを見守り、ふれあいながらともに活動できる教育環境をめざす。

方針4：地域・防災への配慮（防災）

子どもたちだけでなく、保護者や地域住民にとっても安全で利用しやすい施設となるよう、津波や水害等の自然災害に強く、地域における避難場所兼避難所として防災機能の充実を図るとともに、周辺の道路事情や交通状況を考慮した周辺環境整備をめざす。

方針5：ひとや地球環境にやさしい環境整備（自然、仲間）
誰もが安心して快適に使うことができるよう施設のバリアフリー化並びに省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を推進する等、人と地球にやさしい施設整備をめざす。（ZEB Oriented水準に適合するとともに、ZEB Ready 認証の取得をめざすものとする。）

3 事業名称

（仮称）新小松島小学校施設整備事業

4 学校施設等の管理者の名称

小松島市長 中山俊雄

5 事業の内容

(1) 事業用地

所在地：小松島市小松島町字高須 36 番地

（現南小松島小学校及び現南小松島幼稚園敷地。以下、現南小松島小学校を「既存小学校」といい、現南小松島幼稚園を「既存幼稚園」という。）

敷地面積：敷地合計 17,013 m²

うち、既存小学校敷地 15,038 m²

既存幼稚園敷地 1,975 m²

(2) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下のとおりとする（以下、これらを総称して「本施設」という）。ア～エに掲げる施設は、同一の棟での整備を可とする（以下、ア～エを総称して「校舎等」という。）

ア 校舎

イ 屋内運動場

ウ 地域交流スペース

エ 放課後児童クラブ

オ 校庭

カ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等）

(3) 契約の形態

市は、本事業について事業者に設計業務、建設業務及び維持管理業務を一括で委託するために、本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

市は基本協定に基づき、事業者のうち設計業務を担当する者と本事業に係る設計業務委託契約を締結する。また、建設業務を担当する者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、工事監理業務を担当する者と本事業に係る工事監理業務委託契約を締結する。加えて、維持管理業務を担当する者と維持管理業務委託契約を締結する。（以下、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約及び維持管理業務委託契約の4つの契約を総称して又は個別に「特定事業契約」という。）

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、設計委託契約締結日より令和24年3月31日までとする。

(5) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、維持管理業務委託契約期間満了後に市が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるように、維持管理業務委託契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項、その他の関係資料を市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（維持管理期間満了以外の事由による維持管理期間終了時の対応については、基本協定及び維持管理業務委託契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、維持管理期間終了後の当該施設の維持管理業務につき必要に応じ事業者と協議する場合がある。

(6) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査及び土壌調査等）
- (イ) 基本設計及び実施設計業務
- (ウ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (エ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設業務

- (ア) 建設業務

- (イ) 什器・備品等の調達及び設置業務（既存小学校及び既存幼稚園からの移設を含む）
- (ロ) 既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎の解体・撤去業務
- (エ) 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- (オ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ウ 工事監理業務
 - (ア) 工事監理業務
 - (イ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- エ 維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務
 - (イ) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
 - (ロ) 外構等維持管理業務
 - (エ) 環境衛生・清掃業務
 - (オ) 警備保安業務
 - (カ) 修繕業務
 - (キ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 事業者の収入

市は事業者との間で締結する特定事業契約に従い、事業者に対して対価を支払う。なお、支払方法及び支払時期の詳細については、募集要項等の公表時に示す。

ア 設計業務の対価

設計業務に要する費用については、設計業務委託契約において定める額を事業者に支払う。

イ 建設業務の対価

建設業務に要する費用については、建設工事請負契約において定める額を事業者に支払う。

ウ 工事監理業務の対価

工事監理業務に要する費用については、工事監理業務委託契約において定める額を事業者に支払う。

エ 維持管理業務の対価

本施設の維持管理に要する費用については、維持管理業務委託契約において定める額を維持管理期間にわたり事業者を支払う。

(8) 事業スケジュール

本事業においては、設計・工事期間を二期に分けて実施する。

一期工事として校舎等の整備を行ったのち、既存小学校から本施設への什器備品の移設を行い、令和9年4月1日から供用開始とする。その後二期工事として、既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎の解体と校庭及び外構の整備を実施する。

基本協定締結	令和6年6月
事業期間	設計業務委託契約締結日～令和24年3月末日
設計・工事期間 (一期工事)	一期工事（校舎等の整備）：設計委託契約締結日～令和9年3月20日（校舎等引渡し日） 既存小学校から本施設への什器・備品の移設：令和9年3月21日～令和9年3月末日 ※仮設校舎は整備せず、既存小学校及び既存幼稚園を運用しながら一期工事を行う。
供用開始日	令和9年4月1日
工事期間 (二期工事)	二期工事（既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の解体、校庭及び外構の整備）：令和9年4月1日～令和9年12月末日
維持管理期間	令和9年4月1日～令和24年3月末日（15年間）

(9) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令等】

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法、都市再生特別措置法、道路法、駐車場法、都市緑地法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 児童福祉法
- ・ 学校教育法、学校給食法、学校保健安全法、学校図書館法
- ・ 教育基本法、子ども・子育て支援法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・ 文化財保護法

- ・ 津波防災地域づくりに関する法律
- ・ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、浄化槽法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法、振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 屋外広告物法
- ・ 災害対策基本法
- ・ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ・ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ・ その他関連法令・規則・通達等

【条例・上位計画等】

- ・ 小松島市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 小松島市第6次総合計画後期基本計画
- ・ 小松島市公共施設等総合管理計画
- ・ 小松島市公共施設個別施設計画
- ・ 小松島市公共施設個別施設計画（学校施設編）
- ・ 小松島市都市計画マスタープラン
- ・ 小松島市緑の基本計画
- ・ 小松島市地域防災計画
- ・ 小松島市地域公共交通計画
- ・ 小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）
- ・ 小松島市国土強靱化地域計画
- ・ 小松島市立学校再編基本計画
- ・ 小松島市立学校再編実施計画
- ・ 小松島市新小学校施設整備基本計画
- ・ 小松島市教育大綱（第2期）
- ・ 学校再編に関するアンケート-結果報告書-（令和3年度）
- ・ 市が作成した各種関連計画

- ・ その他関係条例及び計画

【要綱・基準等】

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- ・ 学校施設の確保に関する政令
- ・ 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・ 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- ・ 学校図書館施設基準
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ・ 津波避難ビル等の構造上の要件の解説
- ・ 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して構造方法等を定める件
- ・ 防災・減災避難誘導標識システムガイドブック
- ・ 都市再生整備計画関連事業ハンドブック
- ・ その他関連要綱及び基準

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 事業者の選定に関する事項

事業者の選定に当たり、市に学識経験者等で構成する（仮称）新小松島小学校施設整備事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。選定審査会は、事業者選定基準や募集要項等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、参加者から提出された提案書類の審査を行う。

3 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	事業者選定手順
令和5年8月25日	実施方針等の公表
令和5年9月4日	実施方針等に関する説明会及び現地説明会
令和5年9月11日	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和5年9月25日	実施方針等に関する質問への回答
令和5年9月27日～29日	実施方針等に関する個別対話
令和5年12月	募集要項等の公表
令和5年12月	募集要項等に関する説明会及び現地説明会
令和5年12月	募集要項等に関する質問及び回答（第1回）
令和6年1月	募集要項等に関する個別対話
令和6年1月	参加表明書の受付締切、資格審査結果の通知
令和6年1～2月	募集要項等に関する質問及び回答（第2回）
令和6年3月	提案書類の受付締切
令和6年5月	優先交渉権者の決定
令和6年6月	基本協定・設計業務委託契約の締結

(2) 募集手続等

ア 担当窓口

募集手続についての市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

小松島市教育委員会

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19

TEL：0885-38-7300

FAX：0885-32-2126

E-mail：saihen@city.komatsushima.i-tokushima.jp

イ 参加に関する手続き

(ア) 実施方針等の公表、実施方針等に関する説明会及び現地説明会

本事業に対する民間事業者の参入の促進に向けて、実施方針等の説明会及び現地説明会を実施する。

- a 受付期間：令和5年8月25日（金）から令和5年9月1日（金）16時まで
- b 受付方法：様式1「実施方針等に関する説明会及び現地説明会参加申込書」に記入の上、第2/3/(2)/ア担当窓口にて電子メールにより提出すること
- c 開催日時・場所：令和5年9月4日（月）13時30分～

小松島市教育委員会

(〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19)

(イ) 実施方針等に関する質問・意見の受付、回答

実施方針等に記載した内容に対する質疑回答を実施する。

- a 受付期間：令和5年8月25日（金）から9月11日（月）16時まで
- b 受付方法：様式2「実施方針等に関する質問書」又は様式3「実施方針等に関する意見書」に記入の上、第2/3/(2)/ア担当窓口にて電子メールにより提出すること
- c 回答：令和5年9月25日（月）に市ホームページへの掲載にて公表する。

(ウ) 実施方針等に関する個別対話

実施方針等に関する十分な意思疎通を図ることを目的として、実施方針等に関する民間事業者との個別対話の場を設ける。

- a 受付期間：令和5年9月19日（火）から9月22日（金）16時まで
- b 受付方法：様式4「実施方針等に関する個別対話参加申込書」に記入の上、第2/3/(2)/ア担当窓口にて電子メールにより提出すること
- c 開催日・場所：令和5年9月27日（水）～令和5年9月29日（金）

小松島市教育委員会

(〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19)

(エ) 募集要項等の公表

公表した実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び特定事業契約（案）（総称して以下「募集要項等」という。）を公表する。

(オ) 募集要項等の説明会及び現地説明会

本事業に対する民間事業者の参入の促進に向けて、募集要項等の説明会及び現地説明会を実施する。

(カ) 募集要項等に関する質問の受付、回答（第1回、第2回）

募集要項等に記載した内容に対する質疑回答を行う。
詳細は募集要項等により提示する。

(キ) 参加表明書の受付、資格審査結果の通知

参加者は、参加表明書（資格審査に必要な書類を含み、以下「参加表明書等」という。）を提出すること。資格審査の結果は、参加表明書等の提出者に通知する。
詳細は募集要項等により提示する。

(ク) 募集要項等に関する個別対話

募集要項等に関する十分な意思疎通を図ることを目的として、募集要項等に関する個別対話の場を設ける。
詳細は募集要項等により提示する。

(ケ) 提案書類の受付

参加者は、本事業に関する提案書類を提出すること。
詳細は募集要項等により提示する。

(コ) 優先交渉権者の決定

選定審査会にて、参加者から提出があった提案書類を審査し、最も優れていると認めた参加者を最優秀提案者として選定し、市は選定審査会の結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(ク) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、基本協定を締結する。

4 参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 参加者の構成等

- ア 参加者は、本事業の設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、本施設事業の建設業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、本事業の工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）及びその他業務を行う企業（以下「その他企業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとする。なお、その他企業の配置は任意とする。
- イ 参加者は、参加手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整・協議等における窓口を担うほか、本事業に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めるものとする。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一のものが兼ねることはできない。また、両者の間に以下の A, B 及び C のいずれかに該当する関係がある場合には参加できない。

A 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 項の規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

- a. 親会社（会社法第 2 条第 4 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係がある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

B 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

- a. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 84 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

C その他参加の適正さが阻害されると認められる場合

A 又は B と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- エ 一参加グループの構成員はほかの参加グループの構成員になることはできない。また、一参加グループの構成員とウの A, B 及び C のいずれかに該当する関係がある場合、他の参加グループの構成員となることはできない。
- オ 参加グループの構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請け人を使用することができるが、その際は当該委託又は請負に係

る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

- カ 応募者の構成にあたり、市内に本社又は本店がある事業者を積極的に採用すること。また、下請契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。

(2) 参加者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

参加グループの構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすこと。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (ウ) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。なお、参加資格者名簿に登録されていない者は、国（独立行政法人を含む）又は他の地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (オ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
- (カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (キ) 次に示す者と 4（1）ウの A、B、C いずれかに該当する関係がないこと。
 - a 選定審査会の委員、または委員が属する企業
 - b 本業務に係るアドバイザー
 - ・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
 - ・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4
- (ク) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

イ 業務実施企業の参加資格要件

参加グループの構成員のうち設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業は、それぞれ（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）及び（オ）の要件を満たさなければならない。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の a から d までの要件を満たすこと。ただし、設計企業が複数である場合は、そのうちの 1 者は a から d までの要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 最新の小松島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者であること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- c 1 棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号による面積）が 6,000 m²以上の建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 項第 13 号による建築をいう（新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれない。）。）に係る設計業務で、平成 20 年 4 月 1 日から募集要項等公表日までの間に業務が完了したものについて、履行実績を有する者であること。ただし、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。
- d 提案書類提出締切日以前に申請者と 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、一級建築士免許を保持する者を管理技術者として、配置できる者であること。

(イ) 建設企業

建設企業は、次の a から e までの要件を満たすこと。ただし、建設企業が複数である場合は、そのうちの 1 者は a から e までの要件を満たし、他の者は a、b 及び f の要件を満たすこと。

- a 最新の小松島市建設工事一般（指名）競争入札参加資格業者名簿に建設工事の種類が「建築一式工事」で登載されている者であること。
 - b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
 - c 次の要件を全て満たす建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号による建築をいう。）工事の元請けとして、平成 20 年 4 月 1 日から募集要項等公表日までの間に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合であること。
 - (a) 1 棟の延べ面積が 6,000 m²以上であること。
 - (b) 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと。
- ※ なお、建築とは、新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれないので注意すること。

- d 次の要件をすべて満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。なお、この工事は、建築業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
 - (a) 一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者
 - (b) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に限る。）及び同法第 26 条第 5 項の規定による監理技術者講習修了証を有する者
 - (c) 提案書類提出締切日以前に申請者と 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者
- e 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（参加資格審査申請書及び参加資格確認資料の提出日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の「建築一式工事」の総合評定値（経営事項審査結果の総合評点）が 1,500 点以上の者であること。
- f 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（参加資格審査申請書及び参加資格確認資料の提出日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の「建築一式工事」の総合評定値（経営事項審査結果の総合評点）が 700 点以上の者であること。

(り) 工事監理企業

工事監理企業は、次の a から d までの要件を満たすこと。ただし、工事監理企業が複数である場合は、そのうちの 1 者は a から d までの要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 最新の小松島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- c 1 棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 項第 4 号による面積）が 6,000 m²以上の建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 項第 13 号による建築をいう（新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれない。）。）に係る実施設計業務または工事監理業務で、平成 20 年 4 月 1 日から募集要項等公表日までの間に業務が完了したものについて、履行実績を有する者であること。ただし、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。
- d 提案書類提出締切日以前に申請者と 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、一級建築士免許を保持する者を管理技術者として、配置できる

者であること。

(エ) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たすこと。維持管理企業が複数である場合は、全ての者が次の要件を満たすこと。

- a 最新の市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b 業務を実施するために必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(オ) その他企業

上記（ア）～（エ）に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他企業は、次の要件を満たしていること。なお、その他企業に該当する者は市の競争入札参加資格を有することを必須としない。

- a 業務を実施するために必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

ウ 市の競争入札参加資格を有していない事業者の参加に関する措置

市の競争入札参加資格を有していない事業者であっても、次に掲げる書類を参加表明時まで市に提出し、参加が適当であると認められた場合には、本事業の参加においてのみ、競争入札参加資格を有しているものとみなす。

- a 法人又は個人の公的証明書（登記事項証明書等）
- b 納税証明書（未納がないことを確認できるもの）
- c 誓約書
- d その他審査に必要な書類

(3) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書等を受付した日とする。ただし、参加資格確認後、基本協定締結までの期間に、参加者が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

ただし、市との協議の上、参加資格要件を欠いた参加者に代わって参加資格要件を満たす企業が補充され、事業実施に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、代表企業以外の変更を可能とする。

(4) 参加企業の変更

参加資格確認後から提案書類提出日までの間、代表企業の変更は認めないが、代表企

業以外の構成員については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

5 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、特定事業契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として参加者が負うものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざしている。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び市が対応すべきと認められるリスクについては、市が責任の一部又は全部を負担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市及び事業者のリスク分担の考え方は、「別紙 予想されるリスクと責任分担表（案）」のとおりである。市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市及び事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については特定事業契約を前提とし、詳細については募集要項等公表時に示す。

なお、市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、業務実施の遅延、業務水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

3 市による事業の実施状況及び業務水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示された業務水準を達成しているか否かを確認するため、市でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、市が提示した方法に従って市が実施する。事業者は、市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、市から事業者に対して支払われる対価の算定等に反映され、要求水準書に示された業務水準を一定限度下回る場合には、対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

事業予定地の詳細は以下のとおりである。

住所	小松島市小松島町字高須 36 番地
敷地面積	敷地合計：17,013 m ² （施設台帳より） 現南小松島小学校敷地：15,038 m ² （施設台帳より） 現南小松島幼稚園敷地：1,975 m ² （施設台帳より）
都市計画区域	都市計画区域
区域区分	市街化区域
用途地域	・第一種中高層住居専用地域 ・高度地区・地区計画は指定なし
防火地域	指定なし
容積率	200%
建蔽率	60%+10%（特定行政庁の定める角地） *徳島県 建築基準法施行細則第 10 条
高さ制限	道路斜線制限/隣地斜線制限
日影規制	4 時間- 2.5 時間 測定面高さ：4 m
下水道設備	整備なし
塩害対策	必要（瀬戸内海沿岸、海から 1 km 以内）
周辺道路	<p>・現状の周辺道路状況は下図のとおりである。</p> <p>・敷地西側市道については本事業の実施に合わせて敷地内側に市が拡幅工事を実施する予定である。拡幅幅及び範囲については、要求水準書（案）別紙 1 敷地西側道路拡幅想定図を参照すること。</p>

2 施設要件

(1) 基本的考え方

本事業は、市が進める「小松島市立学校再編実施計画」に基づき、再編の一枚目となる「(仮称)新小松島小学校」を整備し、『つながり』により子どもたちが育つ学校づくりに取り組むものである。

(2) 構成要素

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

第5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

基本協定又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市及び事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、特定事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、特定事業契約に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解約することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は、特定事業契約を解約することができる。
- ウ アまたはイにより特定事業契約が解約された場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解約することができる。
- イ アにより特定事業契約が解約された場合、市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- イ 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、市又は事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。
- ウ イの規定により市又は事業者が特定事業契約を解除した場合の措置は、特定事業契約の定めるところに従うものとする。
- エ 不可抗力の定義については、募集要項等公表時に示す。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和5年度のしかるべき適切な時期において、また、建設業務請負契約の締結に関する議案を設計が完了したのち議会に提出する予定である。

2 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定め

るもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

小松島市教育委員会

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19

TEL : 0885-38-7300

FAX : 0885-32-2126

E-mail : saihen@city.komatsushima.i-tokushima.jp

別紙 予想されるリスクと責任分担表（案）

本責任分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、募集要項とともに公表する特定事業契約書（案）において示す。

○：主分担、△：従分担

段階	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	1	募集要項	募集要項等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	2	許認可取得リスク	市の事由による許認可の取得遅延等によるもの	○	
			事業者の事由による許認可の取得遅延等によるもの		○
	3	法令変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	○	
			上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○
	4	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
	5	環境影響リスク	事業者が行う業務に起因する騒音、振動、有害物質の排出等により生じる環境への影響		○
	6	事業中止・延期・遅延リスク	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
事業者の事由による事業の中止・延期・遅延				○	
7	第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因するもの		○	
		上記以外の要因によるもの	○		
8	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等による事業の延期・中止・変更及び費用の増加	○	△※1	
9	物価変動リスク	インフレ・デフレによる費用の増減	○	△※2	
契約締結前	10	提案コストリスク	提案費用に関するもの		○
	11	契約リスク	市の帰責事由により事業者と契約締結できないリスク	○	
事業者の帰責事由により市と契約締結できないリスク				○	
設計・建設段階	12	用地リスク	土壌汚染、地中障害物の発見、埋蔵文化財の発見等の用地の不適合のうち、市が提示した資料等により通常予測可能なものによるもの		○
			上記以外の通常予測できない用地の不適合に関するもの	○	
	13	測量・調査リスク	市が提示した測量・調査資料に関するもの	○	
事業者が実施した測量・調査に関するもの				○	
14	設計リスク	市の事由（市の指示による設計変更等）による設計等の完了遅延・設計費の増大	○		
		事業者の事由（提案した設計内容の不備、基本設計・実施設計の不備等）による設計等の完了遅延・設計費の増大		○	

段階	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
	15	建設工事遅延リスク	市の事由による（要求水準書の不備、市の指示による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の不適合）工事の遅延・工事費の増大	○	
			事業者の事由による（設計の不備、履行遅滞等）工事の遅延・工事費の増大		○
	16	施設性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
維持管理段階	17	施設の不適合リスク	事業者が自ら設置し保有している遊具や備品等の不適合によるもの		○
			上記以外の施設のうち、特定事業契約に規定する契約不適合の責任期間中に見つかった施設の不適合によるもの		○
			上記以外の施設のうち、特定事業契約に規定する契約不適合の責任期間後に見つかった施設の不適合によるもの	○	
	18	要求水準の不適合リスク	維持管理業務の要求水準不適合によるもの		○
	19	施設損傷リスク	第三者（本件施設の利用者を含む）の故意又は重過失による事故・火災等による施設の損傷によるもの。	○	
			上記以外のもの		○
20	維持管理費の変動リスク	市の事由による事業内容等の変更による維持管理費の変動	○		
		上記以外の事由による維持管理費の変動		○	
21	修繕更新リスク	市の事由による機能劣化等の修繕・更新	○		
		上記以外の事由による機能劣化等の修繕・更新		○	
終了時	22	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

- ※1 不可抗力リスクは、一定の金額までは事業者負担、それを超える金額は市負担とする予定である。
- ※2 物価変動リスクは、一定以上の物価変動が生じた場合に、市が事業者へ支払う対価の見直しを行う予定である。